

「児童との連絡（メール・SNS等の使用）に係る校内ルール」について

加古川市立陵北小学校

1 教職員と児童との電話による連絡について

- (1) 教職員と児童の間では、個人の携帯電話や個人のスマートフォン（以下「個人携帯等」という）で直接連絡は行わない。
- (2) 非常時、緊急時（児童の安全、生命等に影響を及ぼす場合）等、早急な連絡が必要な場合で、学校の固定電話の使用が困難な場合、あるいは、教職員の個人携帯等を使用するに足る十分な理由がある場合はこの限りではない。

2 教職員と児童とのメール・SNSの使用について

- (1) 教職員と児童の間では、メール・SNS等によるやりとりは行わない。
- (2) 教育活動に関係し、必要に迫られる場合があるときは、誤解を招かないよう十分に注意を払うとともに、可能な限り事前に管理職と協議し対応の仕方について許可を得る。

(附則) この校内ルールは、令和3年6月1日から適用する。